

第 77 回

定時株主総会 招集ご通知

Shibuya

開催日時

2025 年 9 月 25 日（木曜日）
午前 10 時

開催場所

当本社MCセンター 3階ホール
金沢市大豆田本町甲 58 番地
※末尾の案内図をご参照ください

目次

■ 第 77 回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第 1 号議案 剰余金の処分の件	5
第 2 号議案 取締役 7 名選任の件	6
第 3 号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	12
第 4 号議案 当社株券等の大量取得行為に 関する対応策（買収への対応 方針）更新の件	13
（添付書類）	
■ 事業報告	33
■ 連結計算書類	41

 澁谷工業株式会社

証券コード 6340

ご来場のみなさまへのお土産は取り止めさせていただいて
おります。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 6340

(発信日) 2025年9月9日
(電子提供措置の開始日) 2025年9月2日

金沢市大豆田本町甲 58 番地
澁谷工業株式会社
取締役社長 澁谷 英 利

第 77 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 77 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shibuya.co.jp/ir/shareholder.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。（以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「澁谷工業」または「証券コード」に「6340」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って 2025 年 9 月 24 日（水曜日）午後 5 時 40 分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 金沢市大豆田本町甲58番地 当社のMCセンター 3階ホール
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第77期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策(買取への対応方針)更新の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年9月24日(水曜日)午後5時40分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の『インターネット等による議決権行使のご案内』をご高覧のうえ、2025年9月24日(水曜日)午後5時40分までに行ってください。

以上

1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 本総会においては、電子交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - (1) 事業報告の「主要な営業所および工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「社外役員に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人に関する事項」、「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - (4) 「独立監査人の監査報告書(連結および個別)」、「監査役会の監査報告書」
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご承いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. インターネットによる議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2025年9月24日（水曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(注) 1. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担になります。

2. インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(注)4.パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル【電話】0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00 土日
休日を含む)
- (2) その他のご照会は、以下にお問い合わせください。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社へお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部【電話】0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

本総会に関するご連絡事項

1. 株主さまへのお願い

- (1) 議決権の行使につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使が可能
ですので、是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 本総会にご出席を検討されている株主さまは、当日の健康状態に十分ご留意いただき、
くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。

2. 当社の対応

- (1) ご来場者さまへのお土産は取り止めさせていただいております。
- (2) 役員および運営スタッフは、体調を十分確認のうえ参加いたします。
- (3) 会場内において体調が優れないと感じられた株主さまは、遠慮なく運営スタッフにお申し
出ください。また、体調が優れないと思われる株主さまには、運営スタッフがお声がけ
させていただく場合がございます。
- (4) 本総会終了後の懇親会は中止とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第77期 期末配当）に関する事項

利益配当につきましては、当社の基本的な考えは将来の収益向上と成長投資のために健全な財務体質を維持し、また株主のみなさまへも安定的な配当を実施すること、そして1株当たり利益の長期・持続的な向上をとおして株主還元を行う方針であります。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の配当金はすでに中間配当金としてお支払いいたしました上半期の1株につき45円と合わせ、年95円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき50円

総額 1,383,317,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（第77期 期末配当金の支払開始日）

2025年9月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名、生年月日、性別	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	しづ や ひで とし 澁谷 英利 (1966年2月4日生) 男性 再任	1992年7月 当社入社 2004年10月 同 執行役員 同 プラント営業統轄本部 部長 2007年7月 同 常務執行役員 2009年12月 同 プラント営業統轄副本部長 2010年9月 同 取締役 2011年9月 同 常務取締役 2016年7月 同 再生医療システム副本部長 2020年7月 同 専務取締役 同 プラント営業統轄本部 部長 2021年9月 同 代表取締役副社長 2021年10月 同 代表取締役社長(現) 2023年2月 同 グループ経営企画統轄副本部長(現) 2023年9月 同 社長執行役員(現)	24,760株
2	もう り かつ み 毛利 克己 (1953年7月8日生) 男性 再任	2004年4月 シブヤマシナリー(株)(2021年7月に当社が吸収合併)入社 同 管理本部長 2004年6月 同 常務取締役 2006年7月 同 専務取締役 2009年9月 同 取締役副社長 2011年4月 当社常務執行役員 2011年9月 同 専務取締役 同 メカトロ事業部長 2012年7月 同 メカトロ事業部医療機本部長 2016年10月 同 メカトロ事業部特機本部長 2023年2月 同 グループ経営企画統轄副本部長(現) 2023年9月 同 取締役副社長(現) 同 副社長執行役員(現) 同 メカトロ統轄本部長(現) 同 メカトロ統轄本部医療機本部長(現) 2024年4月 同 メカトロ統轄本部生産本部長(現)	4,500株

候補者番号	氏名、生年月日、性別	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">にし の ゆき のぶ 西 納 幸 伸 (1957年2月16日生)</p> <p style="text-align: center;">男性 新任</p>	<p>1977年4月 当社入社 2005年8月 同 プラント生産統轄本部技術本部 ポトリングシステム技術部長 2008年7月 同 執行役員 同 プラント生産統轄副本部長 2009年7月 同 常務執行役員 2011年9月 同 取締役 2014年7月 同 常務取締役 同 プラント生産統轄本部 プラント技術本部長（現） 2018年5月 同 プラント生産統轄本部 BS第1技術本部長（現） 2020年7月 同 グループ生産・情報統轄本部 技術管理本部長 兼 開発副本部長 2021年7月 同 プラント生産統轄本部 SPM技術本部長（現）兼 エンジニアリング副本部長 2023年1月 同 グループ経営企画統轄本部 技術管理本部長（現）兼 開発副本部長 2023年9月 同 専務執行役員（現） 同 プラント生産統轄本部長（現） 同 プラント生産統轄本部バリデーション 品質本部長（現）兼 エンジニアリング 本部長（現） 同 グループ経営企画統轄本部 開発本部長（現）</p>	8,400株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社において設計部門を歴任し、特にポトリングシステムに関する専門的な知見を有しております。 また、2011年に取締役、2014年に常務取締役、2023年委任型執行役員制度導入後に専務執行役員として重要な職務を経験しております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名、生年月日、性別	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>みや まえ かず ひろ 宮前 和浩 (1965年9月27日生)</p> <p>男性 新任</p>	<p>1989年4月 当社入社 2005年9月 Shibuya Hoppmann Corporation 取締役副社長(現) 2013年12月 当社 経理本部 財務部長(現) 2016年7月 同 執行役員 同 経理副本部長 兼 再生医療システム 本部 法務担当(現) 2019年7月 同 上席執行役員 2019年9月 同 取締役 2023年9月 同 常務執行役員(現)</p>	2,900株
<p>(取締役候補者とした理由) 当社および海外のグループ会社において、経理、法務等の管理部門を歴任し、豊富な経験と知見を有しております。また、2019年に取締役、2023年委任型執行役員制度導入後に常務執行役員として重要な職務を経験しております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者とするものであります。</p>			
5	<p>たま い まさ とし 玉井 政利 (1951年5月25日生)</p> <p>男性 再任</p>	<p>1981年6月 税理士開業(現) 2011年9月 当社監査役 2018年9月 同 取締役(現) 2021年10月 ㈱北國銀行 社外監査役</p> <p>(重要な兼職の状況) 玉井経営会計事務所 所長</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 玉井 政利氏は、公認会計士事務所における監査業務や税理士としての税務に関する業務経験を通じて、幅広い経験を有しております。この経験を生かして、当社取締役就任後は、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名、生年月日、性別	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>こん どう のり ゆき 近藤 徳之 (1961年2月18日生)</p> <p>男性 再任</p>	<p>1983年4月 三井物産(株)入社 2009年6月 三井物産プラスチックトレード(株) (現：三井物産プラスチック(株)) 常務執行役員 機能材料本部長 2010年11月 Plalloy MTD B.V. 社長 2015年10月 三井物産(株) パフォーマンス マテリアルズ本部 北陸化学品統括 2022年2月 MEDX(株) 取締役 2022年9月 当社取締役(現)</p>	2,500株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 近藤 徳之氏は、総合社における豊富な海外勤務の経験に加え、部門を統括する責任者として勤務し、さらに役員として企業経営に関与した経験を有しております。この経験を活かして当社取締役就任後は、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値の向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			
7	<p>おお すな まさ こ 大 砂 雅 子 (1956年3月1日生)</p> <p>女性 再任</p>	<p>1979年4月 特殊法人日本貿易振興会(現：ジェトロ (独立行政法人日本貿易振興機構))入会 2000年6月 同シンガポールセンター 次長 2009年4月 ジェトロ・アジア経済研究所 国際交流・ 研修室長 2011年3月 ジェトロ・ソウル事務所 所長 2014年2月 金沢工業大学 情報フロンティア学部経営 情報学科 教授 2015年6月 (株)北國銀行 社外取締役 監査等委員 2017年4月 金沢工業大学 産学連携室 教授(現) 2019年6月 日比谷総合設備(株) 社外取締役(現) 2020年6月 タキロンシーアイ(株) 社外監査役 2022年6月 EIZO(株) 社外取締役 監査等委員(現) 2024年9月 当社取締役(現)</p> <p>(重要な兼職の状況) 金沢工業大学 産学連携室 教授 日比谷総合設備(株) 社外取締役 EIZO(株) 社外取締役 監査等委員</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 大砂 雅子氏は、日本貿易振興機構(ジェトロ)での長年の勤務を経て、大学教授や社外役員を務めるなど幅広く活躍し、これらの豊富な経験と国際経済を中心とした高度な専門性を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社取締役就任後は、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値の向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 玉井 政利氏、近藤 徳之氏および大砂 雅子氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であり、(株)東京証券取引所および(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 3. 当社は、玉井 政利氏、近藤 徳之氏および大砂 雅子氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限度額としております。
 4. 当社は、保険会社との間で当社および子会社の全ての取締役、監査役、委任型執行役員および執行役員を被保険者とする、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
 5. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会最終の時まで）
玉井 政利氏 7 年
近藤 徳之氏 3 年
大砂 雅子氏 1 年

【ご参考：取締役および監査役のスキルマトリクス】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会終結後における取締役および監査役の有する専門性は以下のとおりとなります。

氏名	地位	性別	経営全般 経営戦略	グロー バル	営業 マーケティング	生 産 技 術 開 発	財 務 計 画	M & A	人事・労務 ガバナンス	法 務 コン プ ライ アンス	サステナ ビリティ
澁谷 英利	代表取締役 社長	男性	○	○	○	○		○	○	○	
毛利 克己	取締役 副社長	男性	○		○	○			○	○	○
西納 幸伸	取締役	男性	○		○	○			○	○	○
宮前 和浩	取締役	男性	○	○			○	○		○	
玉井 政利	取締役	男性	○				○		○	○	
近藤 徳之	取締役	男性	○	○				○	○	○	
大砂 雅子	取締役	女性	○	○					○	○	○
竹橋 剛	常勤 監査役	男性					○		○	○	
安宅 建樹	監査役	男性	○				○			○	
小原 正敏	監査役	男性		○				○	○	○	○

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表わすものではありません。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される本多 宗隆氏および河村 孝志氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案は、本招集ご通知 39 頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ほん だ むね たか 本 多 宗 隆	2007年9月 当社常務取締役 2020年7月 同 専務取締役 2023年9月 同 取締役副社長（現）
かわ むら たか し 河 村 孝 志	2007年9月 当社常務取締役 2021年10月 同 専務取締役 2023年9月 同 取締役副社長（現）

当社は、2022年8月31日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧対応策」といいます。）の導入を決議し、2022年9月28日開催の第74期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧対応策の有効期間は、2025年9月25日開催予定の第77期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

この度、旧対応策の有効期間満了に先立ち、当社は、買収への対応方針の必要性やその具体的な内容について検討してまいりましたが、2025年8月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧対応策の内容を一部改定したうえ、以下のとおり更新すること（以下「本更新」といい、本更新後の対応策を「本対応策」といいます。）を決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本更新に際しては、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、本対応策の内容について全般的に見直しを行っております。

本対応策の更新を決定した取締役会では、本対応策の更新につき、社外取締役3名を含む出席取締役全員の賛成により承認可決されております。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を中長期的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると思料しております。

当社は、支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社が、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①経験やノウハウに基づく高い技術、②独自の経営管理システム、③優秀な人材の育成と企業風土、④取引先等との信頼関係及び⑤健全な財務体質を今後も維持し、発展させていくことが必要不可欠であり、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的かつ持続的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

それ故、当社としては、上述の類型を含む当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると思料しております。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1931年の創業以来「喜んで働く」ことを企業理念として、カスタマーファーストの精神に基づき、お客様の様々なニーズ

を的確に汲み取ることによって、時代のニーズにマッチした、他社と差別化した製品を継続的に開発し、日本のボトリングシステムのトップメーカーとしての地位を不動のものとしてきました。

また、当社は、ボトリング・無菌技術をコア技術としたイノベーションを他の事業分野へ拡大し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、①貴重な経験や積み上げたノウハウに基づく世界トップの高い技術、②独自のシブヤ式経営管理システム、③優秀な人財の育成と企業風土、④取引先等との信頼関係及び⑤健全な財務体質にあります。

具体的には、

① 経験やノウハウに基づく高い技術

世界のトップを走る高い技術力の根幹は、伝承・蓄積された経験やノウハウに加え、お客様の様々な新たなニーズを的確に汲み取る姿勢と経営トップ層の市場の動向を見極める洞察力にあります。当社は、こうして生み出される技術力を蓄積、管理し、より一層向上させるため、長期的な観点に立脚した技術と製品づくりの研究・開発活動に注力しております。このような研究・開発活動の成果として、当社グループ全体で約 2,000 件（2025 年 6 月時点）の特許等の知的財産権を保有しております。

② 独自の経営管理システム

当社のほとんどの事業は受注生産型で、その都度仕様内容により製品自体が変化するため、予定原価内で如何に実績原価と品質を作り込むかが重要であり、経営管理システムとして、当社独自の予実原価管理システムを確立しております。こうした独自の経営管理システムの確立により、生産性の向上とコストダウンに注力し、お客様が喜んで使っていただける製品づくりを目指しております。

③ 優秀な人財の育成と企業風土

当社製品の製造工程は、標準品とカスタマイズ及び内作部品と購入部品からシステム構築されており、製造番号ごとに部品加工及び部組みの組付けを行い、出荷後の取引先の工場内での据付・調整・試運転作業も当社の社員が熟練した経験とノウハウに基づき行っております。当社は、「ものづくり」へのこだわりと、「技術力の伝承」のために現場で技術を修得することに加え、外部での研修や資格取得を推奨して社員の技術力の向上に注力しております。

また、当社の高い開発力は、「喜んで働く」「失敗を恐れずチャレンジする」という当社の企業風土が長い歴史において強固に育まれ、優秀な社員が確実に育つことによって発揮させているものと考えております。

④ 取引先等との信頼関係の維持

当社は、お客様のニーズを先取りした、提案型の営業と充実したカスタマーサポート及びアフターメンテナンスを営業担当者と技術者が一体となって行うことにより、お客様より長期的な高い信頼を得ております。お客様とのこうした強固な信頼関係は、当社の重要な営業基盤となっております。

また、当社は、産学官連携による共同研究・開発を推進するとともに、当社製品の組立、部品製作の一部には地元企業をはじめ幅広いパートナーシップによる協業を柔軟に活用して、協力企業・サプライヤーを通して、より高度な品質と適正なコストによる「ものづくり」の追求と地域経済の活性化及び発展に寄与しております。

⑤ 健全な財務体質の維持

当社が今後とも新製品開発、新市場開拓、新事業の創出を積極的に推進するためには、株主への配当を充実させつつ、新規の設備投資等に対応できる健全な財務体質をバランス良く維持する必要があり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の更なる向上の実現に資するものであると考えております。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

当社グループは、全てのステークホルダーとの企業理念の共有、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、中期

経営計画及び SHIBUYA 未来ビジョン宣言を策定し、以下の重点施策に取り組んでまいります。

【SHIBUYA 未来ビジョン宣言】

- Mission : ダントツ製品でお客様の繁栄をサポート
- Vision : 生活に不可欠な業界の製造を支えるリーディングカンパニー
- Value : グローバル市場で持続的に成長

【重点施策】

① サステナビリティ経営の推進

世界が 2030 年の SDGs (Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標) 達成をめざす今、企業が長期にわたり環境や社会に貢献し続けるには、サステナビリティの観点を経営に取り込む必要があるとの認識がグローバルで浸透しております。当社は、いわゆる QC 活動とは異なり「自発的テーマ選定による安定成長をめざす独自の小集団活動 (SSD : Shibuya Stable Development)」と管理職以上が目標管理に経営的視点を加えた「目標経営管理」の両輪で発展成長し、且つお客様の生産活動における効率向上やエネルギー削減を実現する装置やシステムの開発から、人類の環境と社会に貢献しグローバル経済における製品供給のサポート役を担ってきました。まさに当社の企業理念こそが SDGs といえます。当社は、サステナビリティ基本方針に則り、社会のニーズに合致した製品とサービスの開発・提供を継続し、SSD・目標経営管理・新技術開発において SDGs の 17 項目から各貢献テーマを表現・発信し、地球環境の改善・維持・保全へのゴールの実現に協力一致し達成を目指してまいります。

不易流行 (承継と新しい変化への挑戦を取り入れる考え方) の理念のもと、当社が創業 100 周年を迎える 2031 年へ向けてあるべき姿を、“夢は大きく足元は磐石に”を基調とし、Global Leader of Essential Supplier (地球上で生活に必要な不可欠な業界において最先端技術でリードする製造システムメーカー) を目指す長期ビジョンから、企業価値の向上を図るとともに、お客様の繁栄を祈り、人々のより豊かな持続可能な社会に貢献する循環型経営を推進してまいります。

② ダントツ製品づくりの更なる強化

ダントツ製品とは、断然トップの製品を表し、他社の追随をするようなものではなく、2 位以下を圧倒的に引き離してトップの座にある製品のことであります。こうした製品は、営業部門が新たなニーズを発掘し、技術陣が「世界に未だない“ほんもの”」を創り出すことから生み出されてまいりました。当社は 21 世紀初頭から「世界のトップを走る技術」の開発を経営方針とし、「ダントツ製品づくり」として具現化してきました。グローバルで勝つための当社のダントツの技術力から生まれたシステムが、お客様に納入され稼働し、長期にわたり相互の利益を創出する「ダントツ製品」づくりを継続し、一層の工夫と強化からさらなる企業成長をはかり、お客様との Win-Win の関係を構築すべく努力してまいります。

③ グローバル戦略の推進

海外市場の需要の拡大に対応すべく、当社は海外展開のスピードアップに注力したことにより、当社グループの海外売上高の比率は、現在、約 40% に増加しております。

また日本市場は、人口減少や高齢化のなか、様々な業界が知恵を絞り次々と新製品を生み出し、多様化と高品質と大量消費が維持され、世界の先進国で最も早く超高齢化を迎えながらも経済成長を維持しています。

こうした日本の多様化した工場の自動化をサポートしてきた当社グループが学び開発してきた生産効率の高いシステムは、将来日本と同様の高齢化や多様化で変化する可能性のあるグローバル市場においても、市場ごとのカスタマイズと標準化を両立し、機能を発揮できる機会が増えるものと確信しております。以上から今後とも、製品・サービス・海外拠点・経営の在り方について時代のニーズに合わせ戦略を立て実行してまいります。

④ 3カイ (改善・改革・開発) の強力推進

明確な目標を設定し、徹底した工程管理を行うとともに「3カイ」を強力に推進することにより全社を挙げてコスト削減に取り組んでおります。

3カイ・CD (Cost Destruction) ・CS (Customer Satisfaction) の強化は収益力アップに直結してまいりました。会社の成長(量と質=売上と利益)と社員の成長(人員数と育成)はバランスよく質を高めていくことが重要であります。また、積極的に新製品開発に取り組んでまいります。

⑤ 人財育成とDXによる企業力のアップ

当社グループでは、高齢者は経験を活かし心身ともにより長く健康で仕事に励み、若い世代は失敗を恐れず体験と挑戦から視野の広いキャリアアップを実現し、女性も男性も異なる国籍の人も資格や適性を活かし、多様性を尊重できる職場環境を目指してまいります。一人ひとりの社員が喜んで働ける勤務環境の構築に取り組むことが企業力アップに繋がることを意識し、当社グループ全員で、多様化した働く環境や家庭環境にマッチした未来志向の人財育成に取り組んでおります。

また、ビジネス環境の激しい変化に対応するためには、デジタル技術の活用が欠かせません。当社は、ものづくりのデジタル化及びDXを強力に推進し、業務効率化や生産性向上、ビジネスモデルの変革に取り組むことで、お客様へより高い品質の製品とサービスの提供ならびに社員のWell-beingの実現を目指してまいります。

⑥ One Shibuyaグループ戦略

当社が発展してきた戦略の一つにM&A(企業の合併・買収)があります。新しい事業領域への参入から、新技術や新市場を獲得し、既存のコア技術とのシナジーを生み出してきました。また、当社が戦うグローバル市場はこれからも拡大を続けると見込まれ、国内外のお客様へ、よりニーズに合致したカスタマイズ製品やきめ細やかなサービスの提供をしていくことが求められます。

当社グループは、グループ間の技術交流をより強固にすることで事業領域を横断した技術開発によるグループシナジーの最大化を推進するとともに、トップを先頭に海外拠点を含む営業・サービス部門、設計・生産部門及び管理部門を含めた全部門の交流を活かし、心をひとつに「One Shibuya」としてグローバル展開してまいります。

【中長期的な会社の経営戦略及び目標とする経営指標】

当社グループは、2025年6月期から2027年6月期を対象期間とする3カ年の「中期経営計画2027」を策定いたしました。最終年度である2027年6月期に、売上高1,500億円、営業利益160億円の達成を目標としております。長期的には、新製品・新市場・新事業の成長エンジンによって、2030年6月期に売上高2,000億円の達成に向けて取り組んでおります。

① 新製品開発

顧客ニーズの発掘、技術陣の改善意志、産学官連携などをベースにイノベーションを創出し、チャレンジ精神と独創的な先端技術を具現化した「ダントツ製品」を開発します。

② 新市場開拓

新興国をはじめ他市場における健康意識の向上を背景に、海外市場を拡大し、世界の人々の健康を支え、増進する社会に貢献します。

③ 新事業創出

お客様のニーズにお応えすることの積み重ねが新事業の創出に繋がり、必要に応じてM&Aを活用し、事業領域を拡大します。

④ 環境への貢献

エネルギー・水・資源などの消費削減に寄与する製品・サービスの開発・提供を通じて、持続可能な社会に貢献するとともに、企業価値の向上を図ります。

3. 諸施策の実行に向けた体制の整備

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が、お客様や株主をはじめ取引先・社員・地域社会等の立場を踏まえたうえでの会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため必要不可欠であると考えております。当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針（株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会の責務、株主との対話）」に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

当社取締役会は、会社の業務執行及び経営全般の監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、意思決定を行っております。当社は、「社外役員の独立性判断基準」を独自に定め、それに基づき、独立性のある社外取締役3名を選任しており、これらの社外取締役は、取締役会において、当社の経営の成果及び業務執行を担当する取締役の活動状況を評価し、全ての株主共同の利益の観点から、経営の方針や経営改善についての助言及び会社と支配株主との利益相反等の監督を行っております。こうした経営の公正性・透明性を一層充実させるため、社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会及び取締役の選任等を所管する指名委員会を設置しております。当社取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性を考え、担当取締役を委員長としたサステナビリティ委員会を設置するとともに、サステナビリティに関する基本方針（シヤグループにおけるサステナビリティ基本方針）を定め、積極的に活動を行っております。また、シヤグループが果たすべき社会的責任に関する基本方針（コンプライアンス・ガイド）を定め、役員及び社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら、社会の持続可能な発展とシヤグループの企業価値の向上を図っております。加えて、経営活動を効率的に行うための協議機関として、業務執行取締役及び委任型執行役員で構成する経営会議を設置しており、経営会議の運営については事案ごとに十分な議論を尽くす機会として定期的に行っております。

当社監査役会は、監査役3名のうち、2名を社外監査役としています。監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、豊富な経験・見識から、積極的に経営に係わる助言及び提言を行っております。

なお、すべての取締役及び監査役が、適切にその役割及び機能を果たすために、当社は、必要となる経済情勢、業界の状況、法令遵守、コーポレート・ガバナンス、事業及び組織、財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、その職務執行を支援しております。

以上のとおり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、今後とも企業価値・株主共同の利益の向上に誠心努めてまいります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策の目的

本対応策は、上記一に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本対応策によって、当社取締役会は、買収者や買収の提案について株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、また、当社経営陣が事業計画等や代替案を株主の皆様へ提示する機会や時間を得ることができ、また、株主の皆様のために買収者と交渉することができるようになります。そして、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために必要かつ相当な場合には、本対応

策を発動することがあります。他方、買取者は、当社取締役会に対して事前に関取の提案を行い、当社取締役会と交渉するインセンティブを有することになります。

こうした買取の提案の検討、買取者との協議・交渉、その結果を踏まえた本対応策発動の必要性の有無の判断等については、特に客観性・合理性を要するため、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会が本対応策発動の必要性の有無の判断等の役割を担うこととしております。

以上の理由により、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本対応策を更新することを決定いたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。当社の2025年6月30日現在の大株主の状況は、別添1「大株主の状況」とおりであります。

2. 本対応策の概要

本対応策は、当社株券等の20%以上を買取しようとする者等が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本対応策に係る手続に従い、当社取締役会において本対応策を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買取者が本対応策に定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本対応策所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本対応策に従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本対応策に従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役等から構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本対応策所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本対応策の内容

(1) 本対応策の発動に係る手続

① 対象となる買付等

本対応策は、下記ア又はイに該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはウに該当する当社株券等に関する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本対応策を適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

ア 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

- イ 当社が発行者である株券等（注 5）について、公開買付け（注 6）を行う者の株券等所有割合（注 7）及びその特別関係者（注 8）の株券等所有割合の合計が 20% 以上となる公開買付け（公開買付けの開始を含みます。）
- ウ 上記ア若しくはイに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者（注 9）若しくは特別関係者（以下本ウにおいて「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 10）を樹立するあらゆる行為（注 11）であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20% 以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本対応策に定められる手続に従うものとし、本対応策に従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものいたします。

② 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本対応策の手続を遵守する旨の誓約文言（条件又は留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものいたします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記③に定める買付説明書その他買付者等が当社又は特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限りま

③ 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2「特別委員会規則の概要」、本対応策の更新時点の特別委員会の委員の略歴等については、別紙 3「特別委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ア 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注 12）とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、事業内容、資本構成、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）（注 13）
- イ 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含み

ます。)

- ウ 買付等の対価の価額及びその算定根拠
- エ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得又は処分に関する情報
- オ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- カ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- キ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策
- ク 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの社員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ケ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- コ 反社会的勢力との関係に関する情報
- サ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

④ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

ア 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含みます。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

イ 特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から最長 60 日間（対価を金銭（円価）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量取得行為の場合）又は最長 90 日間（その他の大量取得行為の場合）が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「特別委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができます。

また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行います。買付者等は、特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといえます。

なお、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30 日間を上限とします。）で、特別委員会検討期間を延長することができます。

⑤ 特別委員会の勧告

特別委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合は、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新

株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（注 14）（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、特別委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するに際し、事前又は事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができます。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができます。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合（注 15）
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、特別委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものといたします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができます。

上記のほか、特別委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできます。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、次の⑦に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行います。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、特別委員会からの上記⑤に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

⑦ 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 上記⑤に従い、特別委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は (ii) 当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、取締役の善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます（注 16）。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができます（注 17）。

⑧ 情報開示

当社は、本対応策の運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本対応策の各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実並びに特別委員会検討期間の延長が行われた事実又は延長の期間・理由を含みます。）又は特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

（２）本新株予約権の無償割当て等の要件

本対応策の発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本対応策の発動に係る手続」⑤記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その 1

本対応策に定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がな

されない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

ア 次に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- (i) 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- (iii) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

イ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

ウ 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、当社グループの社員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切な買付等である場合

エ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な技術力・生産力や当社グループの社員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

オ 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、当該買付者が当社の支配株主となることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本対応策において「準発動事由」といいます。）には、本対応策の発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本対応策の発動に係る手続」⑤のとおり、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応策に基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(i) 買付者等、(ii) 買付者等の共同保有者（かかる共同保有者が特別資本関係（注 18）を有する者を含みます。）、(iii) 買付者等の特別関係者（かかる特別関係者が特別資本関係を有する者を含みます。）、若しくは (iv) 上記 (i) ないし (iii) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、又は、(v) 上記 (i) ないし (iv) に該当する者の関連者（注 19）（以下、(i) ないし (v) に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注 20）、特別委員会の意見を聴取し、特別委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者（以下「非居住者」といいます。）も、原則として本新株予約権を行使することができません。ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記⑨イのとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。

さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を得る必要があります。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

ア 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

イ 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

ウ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（注 21）を対価として交付することができます（なお、非適格者が有する本新株予約権自体の取得の対価として金銭を交付することは予定しておりません。）。当該新株予約権の詳細については、本新株予約

権無償割当て決議において定めるものといたします。

Ⅱ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

- ⑩ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

- ⑪ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- ⑫ その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

(4) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策は、当社定款第 38 条の規定に基づき、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に更新されます。本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものといたします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得たうえで、本対応策を修正し、又は変更することができるものといたします。

当社は、本対応策が廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の実事及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本対応策で引用する法令等の規定は、2025 年 8 月 13 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令等の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

4. 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応策の更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の更新時においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

- ① 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約

権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3.(1)「本対応策の発動に係る手続」⑤に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるもの）といたします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑦の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものいたします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記③に記載するところから非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせず当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと又は非適格者のために本新株予約権を行使しようとしている者でないこと等の表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、非適格者から本新株予約権を取得する場合には、当社は、本新株予約権無償割当て決議において定められるところから従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 本対応策の合理性

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応策は、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

2. 買収への対応方針に関する指針等の要件の充足

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足する等、株主の皆様のために合理的に機能するように設計されています。

また、本対応策は、買収への対応方針に関する近時の司法判断や、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収への対応方針に関する実務・議論の状況を勘案した内容となっております。

さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定めを勘案した内容となっております。

3. 株主意思の重視

本対応策は、上記3.3.(4)「本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に更新されます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本対応策の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、本対応策には、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本対応策はその時点で廃止されることとなります。その意味で、本対応策の消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 特別委員会の設置（独立社外者の判断の尊重）及び第三者専門家等の助言の取得

本対応策の発動に際しては、前述のとおり、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会による勧告を必ず経ることとされています。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行うこととなります。

さらに、特別委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

このように、特別委員会によって、当社取締役会が恣意的に本対応策の発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要等については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応策の実際の運営が行われるための仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的要件の設定（取締役会による恣意的発動の防止）

本対応策は、上記三 3.(1)「本対応策の発動に係る手続」⑤及び上記三 3.(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本対応策は、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能とされているため、議決権行使により株主の皆様の意思を反映させることが確保されているといえます。このように、本対応策は、いわゆるデッドハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本対応策は、スローハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

以 上

- (注 1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- (注 2) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- (注 3) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- (注 4) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。
- (注 5) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。
- (注 6) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。
- (注 7) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。
- (注 8) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- (注 9) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
- (注 10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしたします。
- (注 11) 本文のウ所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしたします。なお、当社取締役会は、本文のウ所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めています。
- (注 12) 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。
- (注 13) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員についてアに準じた情報を含みます。
- (注 14) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。
- (注 15) 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第 27 条の 11 第 2 項本文）がなされることを要します。）をしたうえで、①一定の期間、買付等を実施しないこと、②一定の期間内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合がございます。
- (注 16) 会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意確認総会」と記載しております。また、株主意確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生前に開催されるものを含みます。
- (注 17) 株主意確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様のご意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法及び内容並びに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等及び特別委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者（以下「買付者等特別利害関係者」といいます。）を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- (注 18) 金融商品取引法施行令第 9 条第 1 項第 2 号に定義されます。
- (注 19) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。
- (注 20) ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。
- (注 21) ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第 27 条の 11 第 2 項本文）がなされることを要します。）したうえで、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。

[別添 1] 大株主の状況（上位 10 名）

（2025 年 6 月 30 日現在）

氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,883,200	10.42
公益財団法人澁谷学術文化スポーツ振興財団	2,324,000	8.40
明治安田生命保険相互会社	1,700,740	6.15
第一生命保険株式会社	1,600,000	5.78
株式会社北國銀行	1,315,068	4.75
澁谷工業取引先持株会	1,314,555	4.75
日本生命保険相互会社	1,280,712	4.63
住友生命保険相互会社	1,120,000	4.05
農林中央金庫	1,000,000	3.61
株式会社三菱UFJ銀行	928,990	3.36

以上

特別委員会規則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・特別委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、当社取締役又は当社監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本対応策の対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑧ 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本対応策の修正又は変更の承認
 - ⑪ 本対応策以外の買取への対応方針の導入の是非の判断
 - ⑫ その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途特別委員会に諮問し、又は別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買収提案等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買収者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、社員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）等の助言を得ること等ができる。
- ・各特別委員会委員は、買収提案がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員のうち全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもってこれを行うことができる。

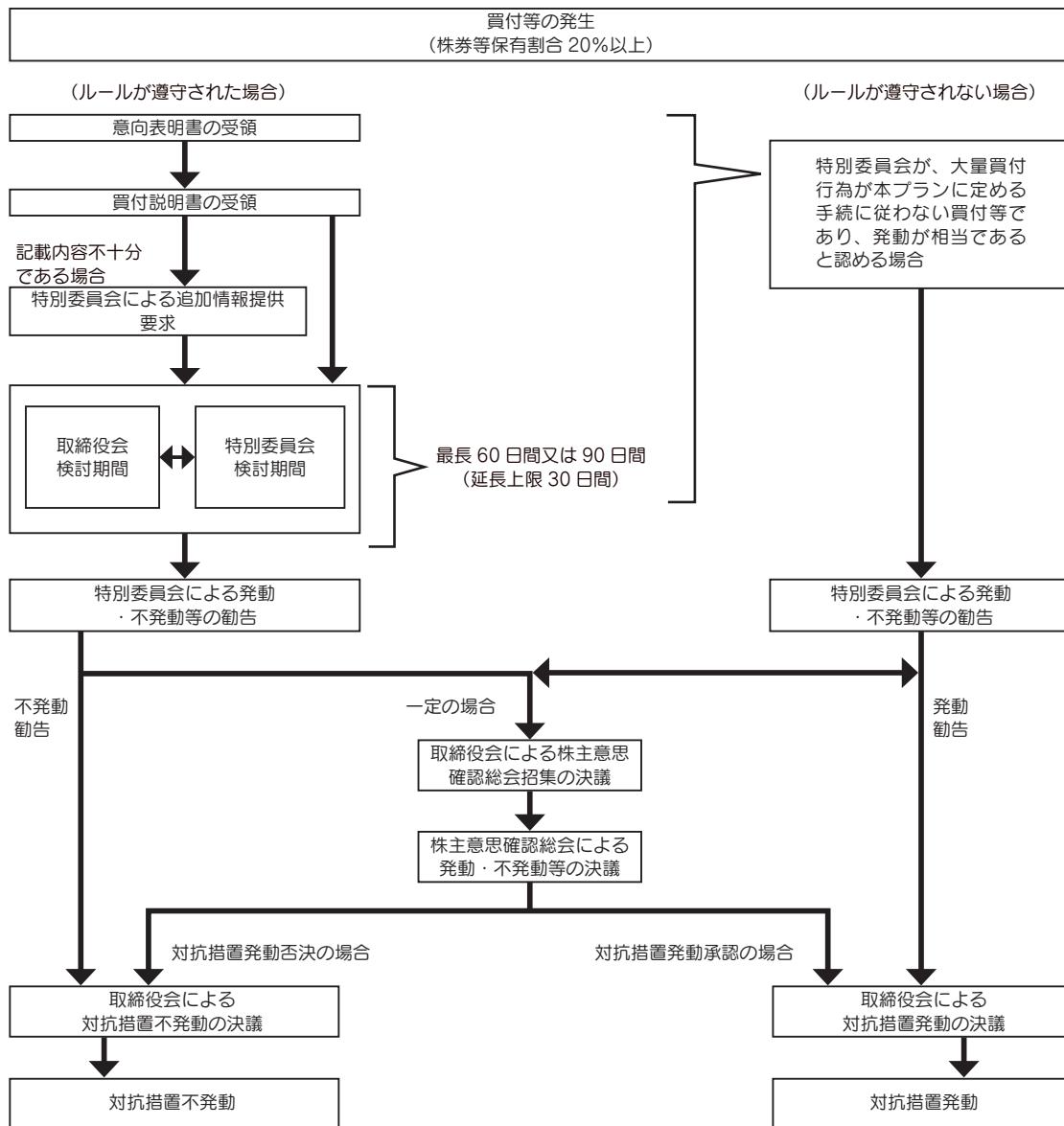
以上

本対応策更新時における特別委員会委員は、以下のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
<p>玉 井 政 利 (1951年5月25日生)</p>	<p>1981年6月 税理士開業(現) 2011年9月 当社監査役 2018年9月 同 取締役(現) 2021年10月 ㈱北國銀行 社外監査役</p> <p>(1) 会社法に規定する社外取締役の要件を満たす社外取締役であります。 (2) 東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。 (3) 委員候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>
<p>近 藤 徳 之 (1961年2月18日生)</p>	<p>1983年4月 三井物産㈱ 入社 2009年6月 三井物産プラスチックトレード㈱ (現：三井物産プラスチック㈱) 常務執行役員 機能材料本部長 2010年11月 Plalloy MTD B.V. 社長 2015年10月 三井物産㈱ パフォーマンスマテリアルズ本部 北陸化学品統括 2022年2月 MEDX ㈱ 取締役 2022年9月 当社 取締役(現)</p> <p>(1) 会社法に規定する社外取締役の要件を満たす社外取締役であります。 (2) 東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。 (3) 委員候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>
<p>小 原 正 敏 (1951年4月25日生)</p>	<p>1979年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現：きっかわ法律事務所) 入所 1987年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1988年1月 きっかわ法律事務所パートナー(現) 2017年4月 大阪弁護士会 会長、日本弁護士連合会 副会長 2019年6月 沢井製薬㈱ 取締役 2021年4月 サワイグループホールディングス㈱ 取締役(現) 2022年9月 当社 監査役(現) 2023年6月 アツギ㈱ 取締役(現)</p> <p>(1) 会社法に規定する社外監査役の要件を満たす社外監査役であります。 (2) 東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。 (3) 委員候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません</p>

以 上
以 上

[ご参考] 本対応策の手続きに関するフロー図



(注) 本フローチャートは、本対応策に係る手続の流れの概要を記載したものです。
本対応策の正確な内容については、本文をご参照ください。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の増加や個人消費・設備投資の持ち直しなどにより国内景気は緩やかな回復が見られるものの、構造的な人手不足を背景とした人件費の上昇や原材料価格・エネルギーコストの高騰に加えて、米国の関税政策による世界経済の減速懸念など、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況のなか、当社グループの連結売上高は1,290億17百万円（前期比11.8%増）となりましたが、メカトロシステム事業が増収減益となったことから、営業利益は137億49百万円（前期比2.7%増）、経常利益は137億73百万円（前期比1.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は100億52百万円（前期比2.8%増）と微増に留まりました。なお、売上高、利益とも過去最高を更新しました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

パッケージングプラント事業の売上高は、食品用プラントは調味料用充填ラインが減少したものの、国内および海外向け飲料用無菌充填ラインが増加し、また薬品・化粧品用プラントは注射薬バイアル充填ラインや化粧品充填ラインが増加したことから、前連結会計年度に比べ増加しました。

その結果、売上高は800億81百万円（前期比21.3%増）となり、営業利益は125億74百万円（前期比16.1%増）となりました。

メカトロシステム事業の売上高は、半導体製造装置はEVやスマートフォン向けの設備投資が抑制傾向となったことから減少したものの、医療機器は北米や欧州など海外向けが好調で増加したことから、前連結会計年度に比べ増加しました。

その結果、売上高は377億65百万円（前期比2.1%増）となりましたが、損益面については、医療機器において、新規に採用した部品の一部に耐久性の問題があったことから交換の実施に伴う費用が高んだこと、また半導体関連のプロジェクトにおいて、新規開発要素の高い案件があり想定以上の製造コストと現地費用が発生したことから、営業利益は23億41百万円（前期比28.0%減）となりました。

農業用設備事業の売上高は、柑橘類向けおよび落葉果樹類向け選果選別プラントが増加したものの、野菜類向け選果選別プラントが減少したことにより、前連結会計年度に比べ減少しました。

その結果、売上高は111億70百万円（前期比10.1%減）、営業利益は10億42百万円（前期比30.7%減）となりました。

セグメント別の売上高

(単位：百万円)

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期比
パッケージングプラント事業	66,007	80,081	21.3%
（酒類用プラント）	（ 2,592 ）	（ 3,249 ）	（ 25.3 ）
（食品用プラント）	（ 49,531 ）	（ 59,091 ）	（ 19.3 ）
（薬品・化粧品用プラント）	（ 11,219 ）	（ 14,703 ）	（ 31.1 ）
（その他）	（ 2,664 ）	（ 3,037 ）	（ 14.0 ）
メカトロシステム事業	36,993	37,765	2.1
農業用設備事業	12,432	11,170	△ 10.1
合 計	115,434	129,017	11.8

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は71億43百万円であり、その主な内容は、当社SX森本工場の建設用地（パッケージングプラント事業）、連結子会社であるシブヤ精機株式会社の浜松新本社工場（農業用設備事業）のほか、工作機械および工具器具備品等の新設ならびに更新投資であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上高	96,223	97,842	115,434	129,017
経常利益	13,701	8,171	13,559	13,773
親会社株主に帰属する当期純利益	9,262	5,928	9,781	10,052
1株当たり当期純利益	334円79銭	214円29銭	353円54銭	363円34銭
総資産	136,981	142,426	161,903	159,426
純資産	85,425	90,180	101,029	107,930
1株当たり純資産額	3,087円39銭	3,259円24銭	3,651円38銭	3,900円84銭

5. 対処すべき課題

当社グループは、創業の原点である「喜んで働く」の企業理念のもと、以下のSHIBUYA 未来ビジョン宣言を定めております。

- ・Mission(使命):ダントツ製品でお客様の繁栄をサポート
- ・Vision(志) :生活に不可欠な業界の製造を支えるリーディングカンパニー
- ・Value(価値観):グローバル市場で持続的に成長

当社グループは、承継すべきものに新しい時代の変化を取り入れる「不易流行」の理念を全社で共有し、2027年6月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向けて、以下の重点施策に取り組みます。

- ①社会のニーズに応える製品・サービスを開発・提供し、環境や社会・経済に貢献するサステナビリティ経営を推進します。
- ②世界のトップを走るダントツ製品づくりをさらに強化し、お客様との信頼関係に基づく利益創出によるWin-Winを目指します。
- ③製品・サービス・海外拠点については、時代の要請を先取りしたグローバル戦略を推進します。
- ④3カイ(改善・改革・開発)の強力推進および予実管理の徹底に取り組み、収益力の向上に努めます。
- ⑤持続的な企業成長を目的として、新製品開発・新市場開拓・新事業創出を推進するため、多様性を尊重する広い視野での人財育成に取り組み、DX化(デジタル技術の導入による業務およびビジネスモデルの変革)を強力に推進し、お客様へより高い品質の製品とサービスの提供ならびに社員のWell-beingの実現を目指します。
- ⑥新事業分野への参入やM&Aに戦略的に取り組むとともに、営業、技術、生産、管理の各部門において、グループ丸(One Shibuya)でグローバルに展開します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

下記の事業区分にかかる製品の製造販売を主要な事業といたしております。

事業区分	主要製品
パッケージングプラント事業	ボトリングシステム（充填システム、キャッピングシステム、ラベリングシステムなど）、製函・包装システム、製薬設備システム（医薬品製造システム、アイソレータなど）、食品加工システム、洗浄設備システム、再生医療システム（細胞培養アイソレータ、ロボット自動細胞培養システムなど）など
メカトロシステム事業	半導体製造システム（ハンダボールマウンタ、ワイヤボンダ、LED検査装置など）、医療機器（レーザー手術および治療装置、人工透析装置など）、切断加工システム（レーザー加工機、ウォータージェット切断加工機など）、超音波発生装置、油圧プレス機など
農業用設備事業	農業用選果・選別システムなど

7. 重要な子会社の状況（2025年6月30日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
シブヤ精機株式会社	450 百万円	100.0%	農業用総合選果設備および一般産業用省力機器の製造販売
シブヤパッケージングシステム株式会社	450 百万円	100.0%	パッケージングプラント製品の製造販売
Shibuya Hoppmann Corporation	7,495 千米ドル	100.0% (100.0%)	パッケージングプラント製品の製造販売
株式会社カイジョー	90 百万円	100.0%	超音波応用機器の製造販売

(注) 当社の議決権比率の（ ）内は、内数で間接所有割合を示しております。

II 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2025年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職
澁谷 英利	代表取締役社長 社長執行役員 グループ経営企画統轄本部長	
毛利 克己	取締役副社長 副社長執行役員 グループ経営企画統轄副本部長、 メカトロ統轄本部長 兼 生産本部長兼医療機本部長	
本多 宗隆	取締役副社長 副社長執行役員 グループ経営企画統轄副本部長、 総務本部長、情報・知的財産本部長	
河村 孝志	取締役副社長 副社長執行役員 グループ経営企画統轄副本部長、 財経本部長、内部統制・監査室長	
玉井 政利	取締役	税理士・玉井経営会計事務所 所長
近藤 徳之	取締役	
大砂 雅子	取締役	金沢工業大学 産学連携室 教授 日比谷総合設備(株) 社外取締役 EIZO(株) 社外取締役 監査等委員
竹橋 剛	常勤監査役	
安宅 建樹	監査役	(株)北國銀行 相談役 北陸電力(株) 社外取締役
小原 正敏	監査役	きっかわ法律事務所パートナー サワイグループホールディングス(株) 社外取締役 アツギ(株) 社外取締役

- (注) 1.取締役 玉井 政利、近藤 徳之、大砂 雅子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2.監査役 安宅 建樹および小原 正敏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3.2024年9月27日開催の第76回定時株主総会において、大砂 雅子氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 4.社外監査役 安宅 建樹氏は金融機関の経営に長年携わっており、財務および会計に関する豊富な経験と見識を有しております。
 5.社外取締役 玉井 政利、近藤 徳之、大砂 雅子、社外監査役 安宅 建樹、小原 正敏の各氏は、(株)東京証券取引所および(株)名古屋証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 6.社外取締役 玉井 政利氏は、2025年6月13日付で(株)北國銀行の社外監査役を退任しております。

(注)7. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏名	地位および担当		
	変更前	変更後	異動年月日
毛利克己	取締役副社長 副社長執行役員 グループ経営企画統轄副本部長、 メカトロ統轄本部長兼特機本部長 兼 生産本部長兼医療機本部長	取締役副社長 副社長執行役員 グループ経営企画統轄副本部長、 メカトロ統轄本部長 兼 生産本部長兼医療機本部長	2024年10月16日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	退職慰労金	
取 締 役	252	243	8	7
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(-)	(3)
監 査 役	20	20	-	3
(うち社外監査役)	(9)	(9)	(-)	(2)
合 計	273	264	8	10
(うち社外役員)	(23)	(23)	(-)	(5)

(注) 1.業績連動報酬および非金銭報酬は該当ありません。

2.退職慰労金は、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

3.取締役の報酬等の総額は、2023年9月27日開催の第75回定時株主総会において、月額30百万円以内(うち社外取締役3百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役は2名)であります。

4.監査役の報酬等の総額は、1995年9月28日開催の第47回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しましたが、報酬委員会を新設したことから、2022年2月10日開催の取締役会において当該方針の改定を決議しております。当該決議内容は、次のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、利益計画の達成と企業価値の持続的な向上への意欲創出につながる十分なインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。

② 個人別の固定報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、その役職、委嘱職務、在任期間に応じて、当社の業績、従業員給与、他社水準などを考慮しながら総合的に勘案して決定することを方針とする。また、退任時に支給する退職慰労金については、役職、委嘱職務、在任期間を考慮して当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で支給額を決定することを方針とする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬の額の決定については、取締役会において、代表取締役社長へ一任することとする。代表取締役社長は、一任を受けた内容の決定に当たっては、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会から取締役会への進言を受け、適切に決定することとする。

上記の方針に基づき、代表取締役社長である澁谷 英利が各取締役の月例の固定報酬を決定しております。その決定権限を委任する理由は、当社全体の業績等を総合的・俯瞰的に見ながら各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断するためであります。

なお、取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が取締役会への報酬委員会からの進言と整合するように決定しており、取締役会としては、その内容が当該基本方針に沿うものであると判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額および比率については四捨五入し、その他の項目については切捨てております。

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額
資産の部	
流 動 資 産	105,574
現金及び預金	45,579
受取手形	1,422
電子記録債権	9,846
売掛金	15,467
契約資産	11,472
製品	302
仕掛品	10,598
原材料及び貯蔵品	6,491
その他	4,415
貸倒引当金	△ 22
固 定 資 産	53,852
有 形 固 定 資 産	43,810
建物及び構築物	24,343
機械装置及び運搬具	2,816
土地	14,272
建設仮勘定	741
その他	1,635
無 形 固 定 資 産	538
その他	538
投資その他の資産	9,502
投資有価証券	3,639
退職給付に係る資産	5,148
繰延税金資産	230
その他	503
貸倒引当金	△ 19
資 産 合 計	159,426

科 目	金 額
負債の部	
流 動 負 債	42,723
支払手形及び買掛金	16,629
電子記録債務	2,778
短期借入金	907
未払法人税等	2,272
未払費用	6,784
契約負債	11,314
賞与引当金	508
受注損失引当金	71
製品保証引当金	48
その他	1,407
固 定 負 債	8,773
長期借入金	2,789
退職給付に係る負債	5,767
役員退職慰労引当金	144
繰延税金負債	9
その他	62
負 債 合 計	51,496
純資産の部	
株 主 資 本	103,743
資本金	11,392
資本剰余金	10,350
利益剰余金	82,443
自己株式	△ 442
その他の包括利益累計額	4,178
その他有価証券評価差額金	1,465
為替換算調整勘定	825
退職給付に係る調整累計額	1,887
非 支 配 株 主 持 分	8
純 資 産 合 計	107,930
負債及び純資産合計	159,426

連結損益計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金	額
売 上 高		129,017
売 上 原 価		103,810
売 上 総 利 益		25,206
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,457
営 業 利 益		13,749
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	76	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	45	
保 険 配 当 金	24	
そ の 他	79	240
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
租 税 公 課	23	
為 替 差 損	150	
そ の 他	12	216
経 常 利 益		13,773
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
補 助 金 収 入	362	
そ の 他	10	374
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 処 分 損	3	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		14,144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,316	
法 人 税 等 調 整 額	△ 225	4,091
当 期 純 利 益		10,053
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,052

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

株主総会 会場ご案内図



会場 金沢市大豆田本町甲 58 番地
 当本社 MC センター 3 階ホール
 TEL (076)262-1201(代表)

- 交通
- J R** 金沢駅 金沢港口より徒歩 25 分
 - バス** 北陸鉄道中橋停留所より徒歩 20 分
 - お車** 北陸自動車道 金沢西 IC より 10 分